平成２２年（フ）第８１０号
名古屋市昭和区吹上町１丁目29番地の１　グランドメゾン伊藤102号
債務者　太田　理志
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８４号
愛知県半田市乙川新町２丁目27番地
債務者　竹内　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４５４号
大阪府寝屋川市松屋町19番７―406号
債務者　生駒　篤志（旧姓合田）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５９号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目11番15―206号
債務者　菊川　浩輔
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２１号
兵庫県西宮市今津真砂町１番１―305号
債務者　小西　まり
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１８号
函館市若松町37番４号
債務者　伊藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６１号
北海道久遠郡せたな町北檜山区太櫓362番地
債務者　大和田浩人
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６３号
函館市美原３丁目32番８号
債務者　寺澤　弘明
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６４号
函館市美原３丁目32番８号
債務者　寺澤奈々子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９８号
函館市神山２丁目16番２号
債務者　高田　史江
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９９号
函館市美原５丁目10番１号
債務者　小松　ミネ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４００号
函館市昭和４丁目35番４号
債務者　飯島　清恵
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
岩手県久慈市侍浜町桑畑第５地割40番地127
債務者　桑田　友和
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５７号
岩手県九戸郡野田村大字野田第18地割15番地晴山アパート１号室
債務者　立臼　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１９１号
群馬県太田市大原町481番地13
債務者　白川　ルミ（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５８号
和歌山県田辺市中辺路町近露287番地
債務者　中小野千津子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３２号
北海道根室市光洋町２丁目15番地32
債務者　大河原加代
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第９０４号
埼玉県鴻巣市人形２丁目２番99号
債務者　長谷川　紀
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係